

⑩所得税控除について

次のいずれかの要件に当てはまる場合は、「日額表」「丙欄」の所得税額が控除されます。

- (1) 雇用契約の期間が、あらかじめ定められている場合は2ヶ月以内であること。
- (2) 日雇いの場合には、継続して2ヶ月を超えていないこと。

なお、最初の契約期間が2ヶ月以内の場合でも、期間の延長や再雇用のため2ヶ月を超える時があります。この場合には、契約期間が2ヶ月を超えた日から給与を支払う期間に応じ、定められている税額表（「月額表」又は「日額表」）の「甲欄」又は「乙欄」を使って税額を控除されることとなります。

税額表 丙欄（抜粋）＜2019年（令和元年）分＞

賃金	税額
9,300円未満	0円
9,300円	3円
9,400円	6円
9,500円	10円
10,000円	27円
10,500円	45円
11,000円	63円

賃金	税額
11,500円	81円
12,000円	99円
12,500円	117円
13,000円	134円
13,500円	153円
14,000円	172円
14,500円	192円

（改訂されることがあります）